

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 伊 藤 優 子

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和6年10月11日から同年12月25日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和5年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

| 監査対象部局 | 監査期間 |
|----------|------------------------|
| 福祉部 | 令和6年10月11日から同年11月25日まで |
| 教育委員会事務局 | 令和6年11月25日から同年12月25日まで |

2 監査を実施した監査委員 鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・伊 藤 優 子

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和5年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

福 祉 部

1 福祉部の主な事務事業

(1) 地域福祉課

- ア 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- イ 引揚者、遺族援護及び軍人恩給に関すること。
- ウ 民生児童委員に関すること。
- エ 災害救助法の報告に関すること。
- オ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。
- カ 生活安定資金の貸付け及び低所得者生活資金に関すること。
- キ 総合福祉センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- ク 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- ケ 重度心身障がい者医療費の支給に関すること。
- コ 福祉手当（経過措置分）、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- サ 福祉団体に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- シ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 生活福祉課

- ア 生活保護法に関すること。
- イ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- ウ 生活困窮者自立支援法に関すること。

(3) 介護福祉課

- ア 高齢社会対策に係る企画調整に関すること。
- イ 高齢者福祉計画に関すること。
- ウ 老人福祉施設に関すること。
- エ 老人福祉団体に関すること。
- オ 敬老行事に関すること。
- カ 介護保険事業の計画及び推進に関すること。
- キ 介護保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- ク 介護保険料の賦課及び収納に関すること。
- ケ 介護保険給付に関すること。
- コ 要介護認定に関すること。
- サ 介護サービス事業者の指導に関すること。
- シ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定に関すること。

(4) 地域包括支援センター

- ア 支援センターの事業に関すること。
- イ 新居浜市地域包括支援センター運営協議会に関すること。

(5) 国保課

- ア 国民健康保険事業の計画に関すること。
- イ 国民健康保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- ウ 国民健康保険料の賦課及び収納に関すること。
- エ 保険給付に関すること。
- オ 高額療養費の貸付けに関すること。

- カ 国民健康保険の保健事業に関する事。
- キ 後期高齢者医療に関する事。

(6) 健康政策課

- ア 健康に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- ウ 健康増進計画に関する事。
- エ 救急医療に関する事。
- オ 医師等の確保対策の推進に関する事。
- カ 健康危機管理に関する事。
- キ 保健センターに関する事。

(7) 保健センター

- ア 健康づくり及び保健衛生思想の普及向上に関する事。
- イ 健康づくりに関する自主活動組織の育成指導に関する事。
- ウ 健康診査、健康相談及び保健指導に関する事。
- エ 栄養改善の指導に関する事。
- オ 予防接種に関する事。
- カ 疾病の予防に関する事。

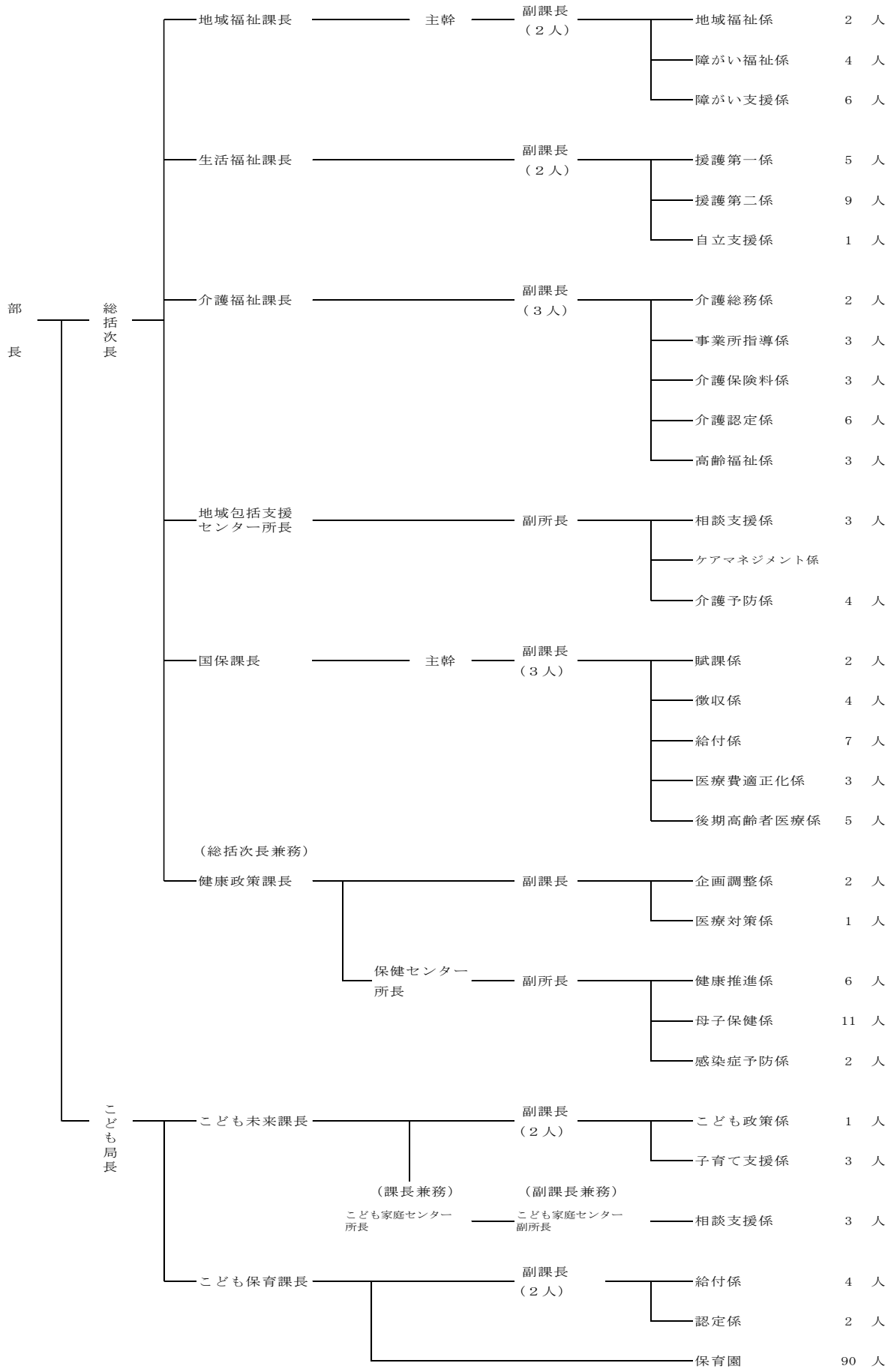
(8) こども未来課

- ア 児童福祉法に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- イ 子育て支援に関する事。
- ウ 子供広場及び児童遊園地に関する事（管理に関するものを除く。）。
- エ 子ども医療及びひとり親家庭医療に関する事。
- オ 養育医療に関する事。
- カ 児童手当、児童扶養手当等に関する事。
- キ 育児の相互援助活動に関する事。
- ク 児童の健全育成に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- ケ 児童福祉施設に関する事。
- コ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事。
- サ 母子及び寡婦福祉団体に関する事。
- シ 父子福祉に関する事。
- ス 女性保護に関する事。
- セ こども家庭センターに関する事。

(9) こども保育課

- ア 子ども・子育て支援新制度に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- イ 保育所に関する事。
- ウ 児童福祉団体に関する事。

2 職員の配置状況 227人（令和6年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



(別子保育園長は、経済部別子山支所長兼務のため人数に含めていない)

3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 敬老地域ふれあい事業

単位自治会及び校区連合自治会又は特別養護老人ホーム等の福祉施設が開催する敬老行事に参加した70歳以上の高齢者に交付金を支給することで、高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民との交流を活性化させ、高齢者の社会参加促進に寄与した。

参加者数 自治会：3,738人 施設：351人

交付数 自治会：120自治会（校区連合自治会及び単位自治会） 施設：9施設

<事業費> 6,489,267円

【交付金内訳】自治会 6,178,000円 施設 311,267円

(2) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、地域における医療及び介護に関するサービス資源の把握、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及び対応策の検討や相談支援、関係者間の情報共有や研修、地域住民への普及啓発等を行い、医療関係者と介護関係者の連携を推進するとともに、ポータルサイト「あらいさんとはまちゃんのにじいろケアポータル」の運用により、市民及び関係者に医療・介護情報の提供を行った。さらに、エンディングノートを作成し、終末期について考えるきっかけを作ることができた。

<事業費> 2,540,373円

(3) 特定健康診査等事業

第3期新居浜市保健事業実施計画（データヘルス計画）では、健診受診率の低さや、高血圧症等の生活習慣病の未治療者・治療中断者・コントロール不良者の多さが課題とされており、これらの改善を図るため、24時間WEB予約可能な健診予約システムの整備や、CM放映による啓発の他、高血圧症については、治療の参考となる家庭血圧の測定を習慣化するための血圧記録手帳の配布を行うなど、受診勧奨の取組を行った。これにより、特定健診受診率が向上し、また、高血圧症重症化予防の取組を進めることができた。

<事業費> 82,929,813円

(4) 健康プログラム事業

健康アプリ「新居浜KENPOS」を活用し、日々の歩数や体重、血圧、睡眠時間など自分の健康記録をつけることで市民の健康管理を助け、また、歩数等の条件達成によるインセンティブの付与や、各種イベントを開催することにより、健康意識の向上及びウォーキングの習慣化を図り、健康寿命の延伸に寄与することができた。

<事業費> 19,595,592円

(5) 産後ケア事業

出産後の心身の不安定な時期に、家族等から産後のサポートを得られにくい育児支援が必要な母子を対象に、委託医療機関にて、宿泊型、日帰り型や訪問型のサービスを提供し、助産師等の専門職によるサポートを行った。専門職による支援・ケアによって、母体の体力の回復や精神的な安定を図ることができ、その後の育児に対する負担の軽減、自信の獲得につながることができた。

利用者 120組 延335日

<事業費> 5,194,600円

(6) 地域子育て支援拠点事業

身近な場所に子育て親子の交流の場となる拠点施設を開設することにより、おおむね3歳未満の乳幼児の保護者が子育てに関する相談や情報収集等ができ、保護者が感じる不安感や負担感の軽減、支援が必要な児童等の早期発見、早期対応につなげることができた。

延利用者数 34,770人(延利用児童数18,195人、延利用保護者数16,575人)
相談件数 1,773件
<事業費> 一般(8か所) 63,421,521円
企業連携型(1か所) 12,589,567円

(7) 出産・子育て通院交通費助成事業

不妊治療や妊婦健診及び乳幼児医療等で、遠方の医療機関への受診が必要な子育て世帯に対し、交通費の一部を助成することにより、経済的負担及び精神的不安の軽減を図ることができた。

助成件数 1,396件
<事業費> 2,236,500円

(8) 障がい児保育対策事業

保護者の就労等により保育が必要で、保育所等で行う集団保育になじむ障がい児童を受け入れることにより、障がい児の成長発達の促進、保護者の就労支援等を図ることができた。

実施保育園数 21園
対象児童数 150人
加配保育士 48人
<事業費> 127,572,489円

(9) 地域型保育事業

小規模保育、事業所内保育等を0～2歳児の子どもが利用して細やかな保育を受けられることで、核家族化や共働き世帯といった時代の流れに応じた保護者の要望に対応し、負担軽減、就労支援を図ることができた。

実施園数 小規模保育 3園 (延利用人数 779人)
事業所内保育 2園 (延利用人数 559人)
<事業費> 260,237,840円

(10) 認定こども園施設型給付事業

幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持つ施設である認定こども園を0～5歳児の子どもが利用することにより、保護者の状況に応じた教育・保育の実施を図ることができた。

実施認定こども園の数 5園
延利用人数 1号認定 6,262人
2・3号認定 2,881人
新2号認定 952人
合計 10,095人
<事業費> 580,503,824円

(11) 私立幼稚園施設型・施設等利用給付事業

満3～5歳児の子どもが利用する私立幼稚園に対し、教育に必要な経費を施設型給付費及び施設等利用給付費として支払うことにより、1号認定を受けた子どもが適切に教育・保育を受けることができた。

実施私立幼稚園の数 3園
延利用人数 1号認定 3,384人
新2号認定 714人
合計 4,098人
<事業費> 159,190,654円

※新2号認定は、認定こども園在園中は1号認定の扱いとなるが、保育の必要性の認定を受けることにより、保育料の無償に加えて、上限はあるが、預かり保育料も無償となるもの。

4 使用料等の調定収入状況

(単位：円)

| 区 分 | 調 定 額 | 収入済額 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|----------------------------|-------------|-------------|---------|-----------|
| 総合福祉センター使用料 | 3,323,349 | 3,323,349 | 0 | 0 |
| 自動販売機設置使用料 (総合福祉センター) | 118,676 | 67,328 | 0 | 51,348 |
| 慈光園措置費負担金 | 25,532,775 | 25,448,072 | 0 | 84,703 |
| 老人ホーム措置費負担金 | 2,759,595 | 2,759,595 | 0 | 0 |
| 健康診査等個人負担金実費徴収金 | 700 | 700 | 0 | 0 |
| 子ども広場使用料 | 2,909 | 2,909 | 0 | 0 |
| 私立保育所保育料徴収金 | 203,561,700 | 200,472,780 | 419,300 | 2,669,620 |
| 日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金 | 150,240 | 150,240 | 0 | 0 |
| 公立保育所使用料 | 53,983,500 | 53,328,470 | 0 | 655,030 |
| 保育所保育料督促手数料 | 41,100 | 41,100 | 0 | 0 |

5 介護保険料等の調定収入状況

(単位：円)

| 区 分 | | 調 定 額 | 収入済額 | 収納率 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|--------------|-------|---------------|---------------|-------|-----------|------------|
| 介 護 保 険 料 | 現年度分 | 2,500,270,720 | 2,492,835,612 | 99.7% | 0 | 7,435,108 |
| | 滞納繰越分 | 20,332,319 | 9,056,680 | 44.5% | 4,809,130 | 6,466,509 |
| | 計 | 2,520,603,039 | 2,501,892,292 | 99.3% | 4,809,130 | 13,901,617 |
| 督 促 手 数 料 | - | 284,400 | 284,400 | - | - | 0 |

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

6 国民健康保険料等の調定収入状況

(単位：円)

| 区 分 | | 調 定 額 | 収入済額 | 収納率 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|---------------|-------|---------------|---------------|-------|------------|-------------|
| 国民健康 保 険 料 | 現年度分 | 1,774,695,920 | 1,708,134,485 | 96.2% | 0 | 66,561,435 |
| | 滞納繰越分 | 97,231,450 | 42,912,200 | 44.1% | 11,985,512 | 42,333,738 |
| | 計 | 1,871,927,370 | 1,751,046,685 | 93.5% | 11,985,512 | 108,895,173 |
| 督 促 手 数 料 | - | 979,400 | 979,400 | - | - | 0 |

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

7 後期高齢者医療保険料等の調定収入状況

(単位：円)

| 区 分 | | 調 定 額 | 収入済額 | 収納率 | 不納欠損額 | 収入未済額 |
|------------|-------|---------------|---------------|-------|---------|-----------|
| 後期高齢者医療保険料 | 現年度分 | 1,404,440,560 | 1,400,805,980 | 99.7% | 0 | 3,634,580 |
| | 滞納繰越分 | 4,593,920 | 3,038,000 | 66.1% | 108,400 | 1,447,520 |
| | 計 | 1,409,034,480 | 1,403,843,980 | 99.6% | 108,400 | 5,082,100 |
| 督促手数料 | - | 175,900 | 176,000 | - | - | △100 |

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

8 指摘事項及び回答内容 (回答は令和6年12月27日付け)

(1) 食事療養標準負担額減額差額支給について

住民税非課税世帯の食事療養標準負担額は、入院日数が90日を超える場合に1食210円から160円に減額されるが、入院日数の算定誤りにより、90日目を160円として計算しているものがあり、支給額に過払いが生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(国保課)

<回答>

食事療養標準負担額減額差額支給について、内容を再確認したところ、日数の算定誤りにより過払いが生じていました。過払金については、返還請求を行い、返還いただきました。今後は、支給処理の確認を十分に行い、適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 特定不妊治療費助成金について

特定不妊治療費助成金について、不妊治療分の自己負担額に算定誤りがあり、助成額に過払いが生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(健康政策課 (保健センター))

<回答>

高額療養費該当 (合算対象) の不妊治療に係る窓口負担総額に該当する費用の一部を、誤って高額療養費該当 (合算対象) の不妊治療に係る窓口負担総額以外の不妊治療に係る窓口支払額として計算したため、過払いが生じました。過払金については、当該申請者に返金を依頼し、納付確認いたしました。

今後は複数名で確認作業を行い、適正な事務処理を行ってまいります。

(3) 出産・子育て通院交通費助成金について

新居浜市出産・子育て通院交通費助成事業助成金は、令和5年4月以降の自宅から医療機関等への通院に要する交通費を交付対象としているが、入院中に受けた妊婦健康診査の受診分や、令和4年9月の受診分を交付対象としているものがあり、助成金に過払いが生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(こども未来課)

<回答>

助成金の過払いについては、当該申請者に説明、返金を依頼し、納付確認を終えております。

今後は複数名で確認作業を行う等チェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

(4) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、次のような不適切な事務処理が見受けられる。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

ア 時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過払いが生じている。

(こども保育課、東田保育園)

<回答>

ア 時間外勤務システムへの入力については、システム入力後に時間外勤務命令書と個人別集計表の読み合わせを複数職員で確実に実施するなどチェック体制を強化し、一層適正な事務処理を行ってまいります。

なお、対象者への戻入については、令和7年1月に事務処理し、2月給与支払時に行います。

(こども保育課)

部分休業取得者への時間外勤務命令書の取扱いの認識が間違っていたため、適切な事務処理について確認いたしました。今後は、各職員が個々の勤務実績表の内容を確認し、園長が最終確認を行うことでチェック体制を強化いたします。

なお、対象者への戻入については、令和7年1月に事務処理し、2月給与支払時に行います。

(東田保育園)

イ 時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過少払いが生じている。

(船木保育園)

<回答>

イ 週休日の時間外を休日勤務ではなく、通常の間外で処理していたため、過少払いになっていました。今後は、入力内容を二重チェックするように改善いたします。

なお、対象者への追給については、令和7年1月に事務処理し、2月給与支払時に行います。

(5) 保育士確保対策について

慢性的な保育士不足のため、従事している保育士の負担と責任が重くなってきている。このまま推移すると、負担の累積から現状維持すら困難となり、保育提供体制に影響を及ぼすおそれもあることから、保育士確保は急務である。

そのため、公立保育園等再編計画に基づく将来見通しと国の新制度等への対応、更には保育現場の働き方改革や年代別保育士数適正化等の課題も踏まえ、関係部局における現状認識と危機感の共有を図るとともに、早急に保育士確保の基礎となる採用計画を策定されたい。

また、資格取得に対する支援、アルムナイ採用等経験者・社会人枠の緩和、通年採用と採用までの期間短縮など、先進事例の実効性も検証の上、数段階上げた確保策に取り組まれたい。

(こども保育課)

<回答>

0、1歳児保育の拡充や障がい児保育など多様な保育ニーズへの対応、また、保育士配置基準の見直しや国の子育て支援政策を確実に実行できる体制づくりなど、現在の保育を取り巻く課題等を解消できる実効性のある計画とするため、必要な保育士数や国の制度について関係部局と情報共有を図り、今年度中に担当課案を取りまとめた上で人事担当課との調整を行い、次年度の新規採用に向けた保育士採用計画を策定してまいります。

また、保育現場の働き方改革や年代別保育士適正化の課題解決のため、他市の先進的な事例などを検証し、また、潜在保育士の再就職、新規人材の育成等、有効な採用方法を関係部

局と協議してまいります。

(6) 少子化対策の強化について

深刻さを増す少子化に対し地域の実情や課題に対応した取組を進めるため、地域少子化対策重点推進交付金（国）、えひめ人口減少対策総合交付金（県）を活用した事業が県内で進められている。しかし、本市の令和5年度交付金活用実績は他市に比べて少なく、県内ほぼ全域で取り組まれている若年出産世帯応援事業等も未実施である。交付金活用事業の実施には一般財源の負担も伴うが、既存事業を再構築の上、目標出生数の達成に向け、関係課と連携し効果的な少子化対策事業に取り組まれない。

(こども未来課、こども保育課、健康政策課(保健センター))

<回答>

令和6年度からは同交付金を活用した若年者転入促進事業をシティプロモーション推進課にて新規実施しております。また、令和7年度には出産世帯応援事業の実施を検討しております。今後も関係各課と連携し、効果的な少子化対策に取り組んでまいります。

(こども未来課)

令和7年度以降も引き続きえひめ人口減少対策総合交付金を活用し、UIJターン保育士等への経済的な支援を実施することにより、保育士の確保に努め、子育て世帯の負担軽減を図り、側面的な少子化対策に取り組んでまいります。

(こども保育課)

えひめ人口減少対策総合交付金（県）の拡充により、令和7年度は拡大新生児スクリーニング検査費助成事業の実施を予定しております。

(健康政策課(保健センター))

(7) 国民健康保険料の収納強化について

国民健康保険料水準の県内統一に向けて、課題であった決算補填目的の一般会計繰入の解消は順調に進んでいる。一方、愛媛県国民健康保険運営方針では、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した保険料率とする「準統一」方針が示され、保険料収納率の向上も今後の課題であると考えが、本市の収納率は令和3年度以降徐々に低下している。関係課と連携の上、保険料収納率の更なる向上を図られたい。

(国保課)

<回答>

令和6年12月以降、短期被保険者証の制度が廃止され、滞納者との面談機会を維持することが課題となっております。そのため、特に居所不明者や不在による接触困難者との対応状況について、収税課、介護福祉課をはじめとする関係課と情報を共有し、面談機会の維持・向上を図ってまいります。また、差押え等の際にも、他課の状況を調査し、効果・効率的な滞納処分を行ってまいります。

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関

1 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の主な事務事業

(1) 社会教育課

- ア 教育委員会の会議及び庶務に関すること。
- イ 職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与、分限、褒賞、懲戒、服務、福利及び厚生並びに定数配置に関すること。
- ウ 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。
- エ 社会教育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- オ 成人教育及び家庭教育の学級、教室、講座等の開設事務、運営指導及び調整に関すること。
- カ 社会教育指導者の育成及び社会教育関係団体の育成指導に関すること。
- キ 公民館、交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、図書館及び青少年センターに関すること。
- ク 青少年健全育成の推進に関すること。
- ケ 学校体育施設の開放の事務及び運営指導に関すること。
- コ 学校体育施設の開放に伴う使用許可及び使用料収納に関すること。

(2) 学校教育課

- ア 学校及び幼稚園の管理運営の指導に関すること。
- イ 児童・生徒の就学事務に関すること。
- ウ 通学区域の設定変更事務に関すること。
- エ 学級編制関係事務に関すること。
- オ 教科書関係事務に関すること。
- カ 県費負担教職員の人事、給与、福利及び厚生事務に関すること。
- キ 就学援助事務に関すること。
- ク 奨学資金事務に関すること。
- ケ 学校体育関係事務に関すること。
- コ 学校保健関係事務及び学校安全関係事務に関すること。
- サ 放課後児童健全育成事業等の実施に関すること。
- シ 地域、学校及び家庭の協働及び連携に関すること。

(3) 学校施設課

- ア 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- イ 学校敷地及び建物の設定及び変更に関すること。
- ウ 学校施設及び幼稚園施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- エ 学校再編に関すること。
- オ 共同調理場の建設に関すること。

(4) 学校給食課

- ア 学校給食に関すること。
- イ 共同調理場に関すること。

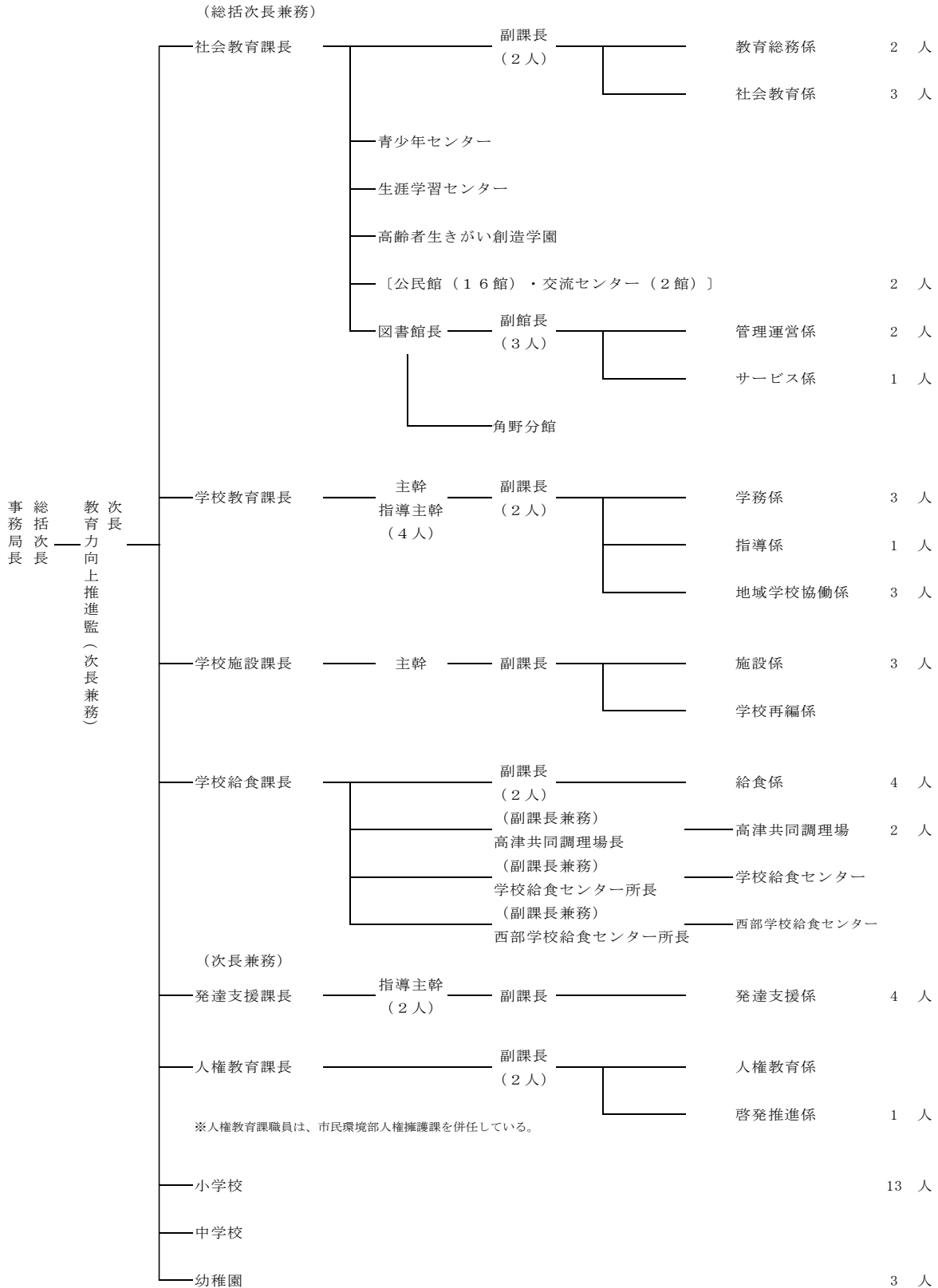
(5) 発達支援課

- ア 特別支援教育に関すること。
- イ 発達支援に関すること。

(6) 人権教育課

- ア 人権教育の計画、運営及び指導に関すること。
- イ 人権教育に係る資料の作成並びに教材及び教具の整備に関すること。
- ウ 人権教育講座、研修等の開設、運営及び指導に関すること。
- エ 地域改善対策奨学金事務に関すること。
- オ 人権教育研究協議会等関係団体との連絡調整に関すること。

2 職員の配置状況 77人（令和6年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



<幼稚園・小学校・中学校・公民館の職員配置状況>

(1) 幼稚園 (令和6年5月1日現在)

(単位：人)

| 区分 幼稚園名 | 園児数 | 職員数 | |
|------------|-----|-------|------|
| | | 教員 | 生活介助 |
| 神郷 | 19 | 3 (1) | (3) |
| 計 | 19 | 3 (1) | (3) |

注 () 内は、会計年度職員を示す。

(2) 小学校 (令和6年5月1日現在)

(単位：人)

| 区分 学校名 | 児童数 | 職員数 (市費) | | | | | |
|-----------|-------|----------|-----|------|------|-------|----------|
| | | 調理員等 | 栄養士 | 用務員 | 事務職員 | 生活介助員 | 計 |
| 新居浜 | 163 | (5) | (1) | (2) | (1) | (2) | (11) |
| 宮西 | 168 | 1 (4) | | (2) | (1) | (6) | 1 (13) |
| 金子 | 539 | 1 (7) | | (2) | (1) | (6) | 1 (16) |
| 金栄 | 403 | 1 (4) | (1) | (2) | (1) | (5) | 1 (13) |
| 高津 | 566 | | | (2) | (1) | (8) | (11) |
| 浮島 | 94 | 1 (2) | (1) | (2) | (1) | (2) | 1 (8) |
| 惣開 | 353 | 1 (5) | (1) | (2) | (1) | (2) | 1 (11) |
| 垣生 | 222 | 1 (3) | (1) | (2) | (1) | (2) | 1 (9) |
| 神郷 | 480 | 1 (7) | | (2) | (1) | (5) | 1 (15) |
| 多喜浜 | 110 | (5) | (1) | (2) | (1) | (2) | (11) |
| 泉川 | 582 | 1 (7) | | (2) | (1) | (9) | 1 (19) |
| 船木 | 332 | 1 (5) | | (2) | (1) | (7) | 1 (15) |
| 中萩 | 788 | 2 (9) | | (2) | (1) | (10) | 2 (22) |
| 大生院 | 206 | 1 (5) | | (2) | (1) | (2) | 1 (10) |
| 角野 | 563 | 1 (8) | | (2) | (1) | (7) | 1 (18) |
| 別子 | 3 | | | | | | |
| 計 | 5,572 | 13 (76) | (6) | (30) | (15) | (75) | 13 (202) |

注1 () 内は、会計年度任用職員等を示す。

2 調理員等には、給食搬送員を含む。

(3) 中学校 (令和6年5月1日現在)

(単位：人)

| 区分 学校名 | 生徒数 | 職員数 (市費) | | | | | |
|-----------|-----|----------|-----|-----|-------|------|------|
| | | 給食配膳員 | 用務員 | 指導員 | 生活介助員 | 事務職員 | 計 |
| 東 | 324 | | (2) | | (4) | (1) | (7) |
| 西 | 162 | (3) | (2) | (2) | (2) | | (9) |
| 南 | 482 | (2) | (2) | (1) | (4) | (1) | (10) |
| 北 | 174 | (2) | (2) | (1) | (2) | | (7) |
| 泉川 | 274 | (3) | (2) | (1) | (2) | | (8) |
| 船木 | 188 | (2) | (2) | (1) | (2) | | (7) |
| ひびき分校 | 7 | | | | | (1) | (1) |
| 中萩 | 425 | (2) | (2) | (3) | (5) | (1) | (13) |
| 大生院 | 133 | (3) | (2) | | (1) | | (6) |

| | | | | | | | |
|----|-------|------|------|------|------|-----|------|
| 角野 | 300 | (3) | (2) | (1) | (2) | (1) | (9) |
| 川東 | 520 | (2) | (2) | (1) | (3) | (1) | (9) |
| 別子 | 19 | | (1) | (1) | | | (2) |
| 計 | 3,008 | (22) | (21) | (12) | (27) | (6) | (88) |

注1 ()内は、会計年度任用職員等を示す。

2 給食配膳員は、給食搬送員を含む。

(4) 公民館 (令和6年5月1日現在)

(単位：人)

| 公民館等名称 | 職 員 数 | | | |
|----------|--------|-------|------|------|
| | 館長(所長) | 主事 | 主事補 | 管理人 |
| 新居浜 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 口屋跡記念 | (1) | 1 | (1) | (1) |
| 地域交流センター | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 金栄 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 高津 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 浮島 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 惣開 | | (1) | (1) | (1) |
| 若宮 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 垣生 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 神郷 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 多喜浜 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 大島交流センター | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 泉川 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 中萩 | | (1) | (2) | (1) |
| 船木 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 大生院 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 角野 | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 別子山 | 1 | | (1) | |
| 計 | 1(15) | 1(16) | (19) | (17) |

注 ()内は、会計年度任用職員等を示す。

3 令和5年度に実施した主な事業

(1) 地域教育力向上プロジェクト推進事業

公民館では、地域の人々が集い、学べる場として、“つどう”、“まなぶ”を事業の柱とし、学びを生かして地域の課題解決を目指しており、公民館を地域の人々が気軽に集う場となるように、事業内容を見直しながら各種事業に取り組んだ。

令和5年度は、様々な世代を対象とした事業や、参加住民の声が届きやすい利点を生かし、子育てや防災に係る事業の開催など、住民のニーズに合った事業を多数展開することができた。

<事業費> 7,020,256円

(2) 図書館管理運営事業、図書館デジタル化推進事業

図書館システムで使用する機器の更新と新システムの導入等を行い、新システムでの新しいサービスとマイナンバーカードを活用したサービスを提供することにより、図書館の利便

性の向上を図ることができた。

<事業費> 図書館システム賃貸借料 2,973,960円
図書館デジタル化推進委託料 10,659,000円

(3) 運動部活動地域移行実証事業

国や県の取組状況を踏まえ、市の運動部活動の地域移行の取組を推進するため、市のスポーツ協会、文化協会、市中体連、保護者、校長や教職員等をメンバーとして、新居浜市部活動のあり方及び地域移行に関する検討委員会を設置し、令和7年度末までを目途に予定している市の推進計画の策定に向けた情報共有や意見交換などを行った。

実証事業については、男子バレーボール、男子合同サッカー部による休日の部活動地域移行に関する取組を進め、一定の成果が得られたとともに、指導体制に関する課題等の洗い出しも行うことができた。

<事業費> 695,038円

(4) 学校給食センター建設事業

老朽化した小学校単独調理場等の代替施設として、新たに学校給食センターを整備し、令和5年度末に完成した。

新センターは鉄骨造り2階建てで1日の調理能力は7,100食と、四国では最大規模の食数となっている。安心・安全な給食づくりに重点を置き、ドライシステムを採用するほか、食材料の搬入から給食の搬出までの流れが一方になるように、作業動線を設定するとともに、安全衛生の確保に様々な工夫を施したものとなっており、労働環境や作業効率にも十分配慮した、他に誇れる施設となっている。令和6年9月から供用開始し、子どもたちに安心・安全な給食を提供している。

<事業費> 2,459,273,200円（繰越分463,613,200円を含む。）

(5) 給食運営改善事業

購入後10年以上を経過した設備・備品の老朽化、相次ぐ故障により、学校給食の運営に支障を来していることから、器具等の修繕、更新により円滑で衛生的な学校給食の運営が図られた。また、学校給食センターでは、特別調理室の改修により、翌年度のアレルギー食対応児童生徒数の増加に対応できるよう改善が図られた。

- ・学校給食センターの消毒保管機、フードスライサー、炊飯釜、シューズ殺菌庫、スポットエアコン等の更新
- ・学校給食センターの特別調理室改修工事
- ・各調理場の警報器などのガス設備の更新
- ・厨房器具の修繕

<事業費> 95,890,283円

(6) 発達支援教育充実費

障がいや発達に課題のある子どもが、地域とともに育ち、学び、働き、暮らし、自立した生活が送れるよう、保育士や教職員等の専門性向上を図るとともに、障がいに対して理解を促進する啓発を行った。また、障がいや発達課題の早期発見、早期支援に向け早期療育通園事業の充実と人材の育成を図った。

- ・地域発達支援協議会の開催（年3回）
- ・保育士や学校教職員対象の各種研修会、講演会の開催（年9回、延べ600人 うち認知機能強化（コグトレ）研修会は年3回、202人）
- ・心理士等の相談員による巡回相談（年63回、延べ587人）
- ・ステップアップ講座（園内・校内研修支援研修）（年5回、延べ40人）
- ・総合相談及び聴覚相談（延べ2,618回）

- ・早期療育通園事業（ことばの教室、育ちの教室）の実施（実施人数延べ1,403人、個別相談会実施人数延べ229人）

他

<事業費> 24,295,979円

4 使用料の調定収入状況

(単位：円)

| 区 分 | 調 定 額 | 収入済額 | 収入未済額 |
|-------------------------|-----------|-----------|-------|
| 学校施設開放使用料 | 3,486,700 | 3,486,700 | 0 |
| 自動販売機設置使用料（公民館） | 1,589,731 | 1,589,731 | 0 |
| 自動販売機設置使用料（高齢者生きがい創造学園） | 99,857 | 99,857 | 0 |
| 図書館ティールーム使用料 | 396,192 | 396,192 | 0 |
| 教職員住宅使用料 | 411,676 | 411,676 | 0 |
| 公民館敷地使用料 | 117 | 117 | 0 |

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和7年1月27日付け）

(1) デジタル印刷機実費徴収額について

公民館に設置するデジタル印刷機の使用に係る実費徴収において、製版枚数の算定誤りによる過大請求が生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(社会教育課（金栄公民館）)

<回答>

過大請求したデジタル印刷機実費徴収金については、返金手続きを進めております。今後は、デジタル印刷機使用記録表を職員2人体制で確認することでチェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底いたします。

(2) 放課後児童クラブ実費徴収金について

放課後児童クラブ実費徴収金について、免除認定された令和5年9月分の徴収金を口座振替により収納しているものがある。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(学校教育課)

<回答>

免除認定された実費徴収金については、返金いたしました。今後、このような誤りがないよう「新居浜市放課後児童クラブ実費徴収金免除基準」を作成し、口座振替データ作成時や免除処理を行う際のチェック体制を強化いたします。

(3) 旅費の支給について

松山市への出張の旅費について、バス以外の公共交通機関を利用しているが、日当が支給されていない。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(学校給食課)

<回答>

鉄道を利用し松山市へ出張した際の旅費のうち、未支給分について、支払処理を行いました。今後はチェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底いたします。

(4) インクルーシブ教育と神郷幼稚園について

公立保育園・幼稚園再編計画（施設別再編計画）では、神郷幼稚園は「私立幼稚園等におけるインクルーシブ教育の実施体制を構築し、施設の廃止を検討」と定められている。教育委員会事務局処務規則では、幼稚園の管理運営及び教育の指導に関することは学校教育課、幼稚園の廃止に関することは学校施設課、特別支援に関することは発達支援課の事務分掌としているが、廃止検討の前提である「インクルーシブ教育実施体制の構築」を担う主体は明確でない。また、本件は、福祉部で進める「児童発達支援センター」の機能や支援事業との関連も非常に大きいと考える。

インクルーシブ教育実施体制の推進主体を明確にするとともに、関連する部局が協議を進め、本市インクルーシブ教育と神郷幼稚園の将来像について、具体的かつ計画的な検討を進められたい。

(学校教育課、学校施設課、発達支援課)

<回答>

神郷幼稚園では、現在、インクルーシブ教育の拠点として、積極的に障がい児や配慮を要する児童の受入れを行っております。

私立幼稚園におけるインクルーシブ教育の推進につきましては、発達支援課による巡回相談や特別支援教育事業への補助金の交付など、私立幼稚園等における障がい児等の受入体制への支援を行っております。

今後におきましては、福祉部等関係部局とも協議を図り、できる限り早急にインクルーシブ教育実施体制の構築を進めるとともに、神郷幼稚園の今後の在り方を検討してまいります。